

浜 広 介 第 704 号

平成 30 年 9 月 10 日

居宅介護支援事業所 管理者 様

浜田地区広域行政組合

管理者 久保田 章 市

指定居宅介護支援の具体的取扱方針に基づく居宅サービス計画
の届出について

平成 30 年度介護報酬改定において、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生労働省令第 38 号）が改正され、居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）に厚生労働大臣が定める回数（以下「基準」という。）以上の訪問介護を位置付ける場合には、その妥当性を検証するためケアプランを市町村（保険者）へ届け出ることが義務付けられました。

つきましては、該当のケアプランがある場合には、下記のとおり届け出てください。

また、該当のケアプランがどの程度あるかを把握しますので、別添の調査票に記入のうえ、FAX で返信していただきますようお願いいたします。

記

1 趣旨

生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすい一方で、利用者においては様々な事情を抱えるケースがあることを踏まえて、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じて是正を促すものである。

2 適用開始日

平成 30 年 10 月 1 日（同年 10 月以降に作成または変更したケアプランについて、当該翌月に届出を行うこと。）

（裏面へ）

3 届出先

浜田地区広域行政組合介護保険課指導係

4 届出対象となるケアプランについて

- (1) 対象となる訪問介護の種類は、「生活援助中心型サービス」とする。
- (2) ケアプランに、以下の基準以上の訪問介護を位置付ける場合には、当該ケアプランを届け出ること。(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第18号の2)

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
27回	34回	43回	38回	31回

5 その他留意事項

- (1) 介護支援専門員は、ケアプランに基準以上の訪問介護を位置付ける場合には、その妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載すること。
- (2) 特段の事情により、訪問介護の利用が必要である理由がケアプランの記載内容からわかる場合には、別途理由書の提出は必要ない。

以上

浜田地区広域行政組合 介護保険課指導係 平藪、河野 TEL 0855-25-1520 FAX 0855-25-1506
